

## 現社でGO! NO9 平和主義と安全保障 II ★★★頻出

### 冷戦終結後の自衛隊と日米安保

#### ①自衛隊の海外派遣

①1 **PKO 協力法** (1992) …2 **湾岸 戦争**が契機となり、**国連平和維持活動(1 PKO)**に参加→自衛隊、カンボジアなどに派遣

→参加には紛争当事国間での停戦合意、受け入れ合意、中立性などの条件がある。

②3 **ガイドライン 関連法** (1999年)：冷戦終結にともなう4 **日米安全保障 条約**の再定義

→日本の「5 **周辺事態**」の際の日米協力などを規定(米軍への後方支援)

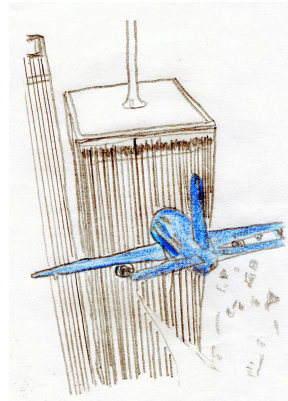
→「周辺」の範囲や、地方公共団体の協力義務などの問題

③自衛隊の戦地などへの派遣

●6 **テロ対策 特別措置法** (2001年)：同時多発テロ後、インド洋へ海上自衛隊を派遣

●7 **イラク復興支援 特別措置法** (2003年)：フセイン政権崩壊後、陸上自衛隊などを派遣

●海賊対処法 (2009年)：8 **ソマリア** 沖などの海賊対策に派遣



#### ②有事体制の確立

① 有事法制関連3法 (2003) 武力攻撃事態対処法、自衛隊法改正など

② 有事法制関連7法 (2004) 国民保護法、米軍行動円滑化法、特定公共施設利用法(自衛隊、米軍が優先利用)など

#### ③9 **国家安全保障会議** の設置 (2013)

①国防の最高意思決定機関…首相、官房長官、10 **防衛**大臣、外務大臣が中核

②事務局として国家安全保障局設置

→権限集中による運営の透明性や情報公開などの問題点

#### ④11 **集団的自衛権** の行使容認閣議決定

①従来の憲法解釈

(11 **集団的自衛権**の行使は憲法上できない)の変更密接な関係のある国への攻撃が自国の存立を覆す「明白な危険」がある場合に行使できる

⑤新しい12 **ガイドライン** 策定 (2015)

：日米協力について「5 **周辺事態**」の制約撤廃(日米の防衛協力の範囲が地球規模に)

⑥15 **武力攻撃事態**対処法の改正：「16 **存立危機**事態」において、集団的自衛権の行使を定める

→憲法第9条の範囲を超えており、違憲とする批判もある。

### これからの安全保障政策

#### ①在日米軍再編

①沖縄海兵隊の一部撤退、17 **普天間** 基地の移転←多額の費用を日本が負担

②自衛隊司令部の一部横田移転→米軍と自衛隊の連携強化

#### ②日本周辺の外交・安全保障の問題

①朝鮮半島：18 **北朝鮮** の核やミサイル開発、実験

②台湾海峡：中国と台湾の緊張関係

③19 **スプラトリー** (南沙) 諸島：中国と周辺諸国の対立



図表で確認

問1 日本の防衛に関する事項をまとめた下の年表の空欄にあてはまる適語を入れなさい。

1950年 朝鮮戦争勃発、【1 **警察予備隊**】設置

1951 サンフランシスコ平和条約、【2 **日米安全保障**】条約調印

1952 【1 **警察予備隊**】は【3 **保安隊**】へ

1954 日米相互防衛援助(MSA)協定成立、【3】は【4 **自衛隊**】へ【5 **防衛**】庁設置

1959 砂川事件一審判決(伊達判決)

1960 日米【6 **相互協力及び安全保障**】条約、日米地位協定成立

1967 恵庭事件判決

1970 日米【6】条約自動延長

1971 非核【7 **三原則**】を国会決議

1973 長沼ナイキ基地訴訟一審判決(福島判決)

1977 百里基地訴訟一審判決

- 1991 【8 湾岸】戦争で【4】掃海部隊  
1992 【9 PKO】協力法成立、カンボジアへ【4】派遣  
1997 新ガイドライン策定  
1999 ガイドライン関連法（10 周辺 事態法ほか）成立  
2001 11 【テロ対策】特別措置法成立、インド洋へ【4】派遣  
2003 有事法制関連3法（武力攻撃事態対処法ほか）成立  
12 【イラク復興】支援特別措置法成立  
2004

【2010年追試07】現在の日本の平和主義と安全保障に関する記述として**適当でないもの**を、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 最高裁判所は、日米安全保障条約のように高度に政治的な問題については、当然に違憲審査の対象となるとしている。
- ② 日本政府は、ソマリア沖・アデン湾における海賊行為への対処のために、自衛隊の部隊を海外に派遣したことがある。
- ③ 自衛隊は、憲法9条で保持しないと規定される「戦力」ではなく、「自衛のための必要最小限度の実力」であるから違憲ではない、とするのが日本政府の立場である。
- ④ 周辺事態法は、日本周辺地域において、日本の平和、安全に重大な影響を与える事態に対応するための措置等を定め、日米安全保障条約の効果的な運用を目指す法律である。

解答：①

【2014・本試】日本の安全保障や外交政策に関する記述として**適当でないもの**を、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 日本国憲法の解釈上、日本が個別的自衛権を行使することができるとの公式見解を、日本政府は示している。
- ② 日本が集団的自衛権を行使できるとの公式見解を、日本政府は、国際連合(国連)加盟時から示してきた。
- ③ 湾岸戦争の発生を受けて、国連平和維持活動(PKO)への日本の協力をめぐる議論が高まり、PKO協力法が成立している。
- ④ アメリカでの同時多発テロ事件の発生を受けて、日本では、テロ対策特別措置法が成立した。

誤文→